

浜田市障がい者等移動支援事業及び日中一時支援事業実施要綱

（目的）

第 1 条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条の規定に基づき、移動支援事業及び日中一時支援事業（以下「移動支援事業等」という。）を実施することにより、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の社会参加を促進し、及び活動の場を提供し、並びにその家族の介護の負担の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移動支援事業 法第 5 条第 26 項に規定する移動支援事業をいう。
- (2) 日中一時支援事業 法第 77 条第 3 項の規定に基づく日中において障がい者等に活動の場を提供する事業をいう。
- (3) 介護給付費等 法第 6 条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費をいう。
- (4) 障害児通所給付費等 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 2 に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費をいう。

（実施主体）

第 3 条 移動支援事業等の実施主体は、浜田市とし、市長が適当と認める事業者（以下「受託者」という。）に委託して、これを実施する。

（事業内容）

第 4 条 移動支援事業等の内容、支給量等は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

（利用対象者）

第 5 条 移動支援事業等を利用することができる者は、市内に住所を有する者（移動支援事業にあつては、市外に居住地を有する法第 19 条第 3 項に規定する特定施設入所障害者（同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地が市内である者に限る。）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

- (2) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）第 5 条第 2 項に規定する療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 5 条第 1 項に規定する認定を受けている対象の障害児
- (5) その他市長が特に必要と認める者
（利用申請）

第 6 条 移動支援事業等を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、浜田市障がい者等移動支援事業・日中一時支援事業利用申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。この場合において、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を添えなければならない。

- (1) 介護給付費等又は障害児通所給付費等の支給を受けているとき 法第 5 条第 22 項に規定するサービス等利用計画（以下「サービス等利用計画」という。）
- (2) 第 5 条第 5 号に該当するとき 同号に該当することを証する書類等
（利用決定）

第 7 条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の適否を決定し、適当と認めたときは浜田市障がい者等移動支援事業・日中一時支援事業支給決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するとともに浜田市障がい者等移動支援事業・日中一時支援事業受給者証（様式第 3 号。以下「受給者証」という。）を交付するものとし、適当でないと認めたときは浜田市障がい者等移動支援事業・日中一時支援事業支給却下通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

（受給者証の有効期限）

第 8 条 受給者証の有効期限は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第 4 条第 4 項に規定する障害支援区分（以下「障害支援区分」という。）の認定を受けている者 当該認定の有効期限
- (2) 障害児通所給付費等の支給決定を受けている者 当該支給決定の有効期限
- (3) 前 2 号に規定する者以外の者 前条の規定による利用の決定をした日

から 1 年を経過する日

(変更申請等)

第 9 条 第 7 条の規定による利用の決定（以下「利用決定」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、浜田市障がい者等移動支援事業・日中一時支援事業利用変更申請書（様式第 5 号）に受給者証を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 支給量を変更しようとするとき。
- (2) 障害支援区分の変更を受けたとき。
- (3) 別表第 2 から別表第 4 までの規定に係る適用区分が変更となったとき。

2 第 7 条の規定は、前項の規定による変更申請の決定をする場合について準用する。

(変更及び廃止の届出)

第 10 条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、浜田市障がい者等移動支援事業・日中一時支援事業利用変更（廃止）届出書（様式第 6 号）に受給者証を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 利用者の住所、氏名等に変更があったとき。
- (2) 移動支援事業等の利用を止めようとするとき。

2 市長は、前項第 1 号に係る届出があったときは、当該変更に係る事項を記載した受給者証を当該利用者に交付するものとする。

(受給者証の再交付)

第 11 条 利用者は、汚損又は紛失等の理由により、受給者証の再交付を受けようとするときは、浜田市障がい者等移動支援事業・日中一時支援事業再交付申請書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、受給者証を当該利用者に交付するものとする。

(利用の取消し)

第 12 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すことができる。

- (1) 第 5 条に規定する利用対象者でなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。
- (3) その他移動支援事業等を利用することが不適當であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、浜田市障がい者等移動支援事業・日中一時支援事業支給決定取消通知書（様式第 8 号）

により、利用者に通知するとともに、受給者証の返還を求めるものとする。

- 3 市長は、利用者が不正又は虚偽の申請により移動支援事業等の支給を受けたと認めるときは、当該支給に要した費用の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(利用方法等)

第 13 条 利用者は、受託者と移動支援事業等の利用に係る契約を締結しなければならない。

- 2 利用者は、移動支援事業等の利用に際し、受託者から受給者証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(費用負担)

第 14 条 移動支援事業等の利用に係る利用者の負担金（以下「利用者負担金」という。）の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とし、利用者は、受託者が指定する期日までに受託者に支払わなければならない。

(1) 移動支援事業 別表第 2 に掲げる額

(2) 日中一時支援事業 別表第 3 に掲げる額

- 2 前項各号に掲げる事業ごとの 1 月当たりの利用者負担金の額は、別表第 4 に掲げる上限月額を限度とする。

- 3 利用者は、利用者負担金のほか、移動支援事業等の利用に際して生じた食費等に係る実費を、受託者に支払わなければならない。

(その他)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 第 6 条の申請、利用決定及びこれらに関し必要なその他の行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の浜田市障がい者等移動支援事業及び日中一時支援事業実施要綱別表第 3 の規定は、この告示の施行の日以後に利用決定を

受けた者に係る日中一時支援事業の利用者負担金について適用し、同日前に利用決定を受けた者に係る日中一時支援事業の利用者負担金については、なお従前の例による。

別表第 1（第 4 条関係）

事業 区分	事業内容	支給量	支給量 の上限
移 動 支 援 事業	社会生活上必要不可欠な外出又は余暇活動等の社会参加のための外出に対する支援とし、地域の特性並びに障がい者等の状況及び意向に応じたものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する外出を除く。 (1) 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出 (2) 通学等（市外に存する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の特別支援学校への通学を除く。）の通年かつ長期にわたる外出 (3) 法第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護、同条第 4 項に規定する同行援護又は同条第 5 項に規定する行動援護の対象とすることができる外出 (4) 社会通念上適当でない外出	サービス等利用計画に記載されている支給量（サービス等利用計画がない者にあつては、市長が適当と認める量）	1 月 当 たり 20 時間
日 中 一 時 支 援 事業	日中において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り又は社会に適応するための日常的な訓練等を行う支援	サービス等利用計画に記載されている支給量（サービス等利用計画がない者にあつては、市長が適当と認める量）	1 月 当 たり 10 日

備考

- 1 移動支援事業等は、介護給付費等、障害児通所給付費等その他同種の給付費等と重複して利用することができない。
- 2 事業内容及び支給量は、障がい者等を介護する者が、怪我、病気等の理由により一定期間にわたり介護をすることができないときその

他市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

別表第 2（第 14 条関係）

移動支援事業利用者負担金

区分			利用時間	利用者負担金の額
身体介 護を伴 う場合	個別支援型		30 分以下	258 円
			30 分を超え 1 時 間以下	409 円
			1 時間を超え 1 時間 30 分以下	594 円
			1 時間 30 分を超え	594 円に、1 時間 30 分を 超えた後の 30 分までご とに 84 円を加えた額
身体介 護を伴 わない 場合	個別支援型		30 分以下	106 円
			30 分を超え 1 時 間以下	200 円
			1 時間を超え 1 時間 30 分以下	281 円
			1 時間 30 分を超え	281 円に、1 時間 30 分を 超えた後の 30 分までご とに 71 円を加えた額
	グルー プ支援 型	従業者 1 人に対し て利用者 2 人	30 分以下	64 円
			30 分を超え 1 時 間以下	120 円
			1 時間を超え 1 時間 30 分以下	168 円
			1 時間 30 分を超え	168 円に、1 時間 30 分を 超えた後の 30 分までご とに 42 円を加えた額
		従業者 1 人に対し て利用者 3 人	30 分以下	49 円
			30 分を超え 1 時 間以下	93 円
			1 時間を超え 1 時間 30 分以下	131 円

			1 時間 30 分 超え	131 円に、1 時間 30 分を 超えた後の 30 分までご とに 33 円を加えた額
		従業者 1 人に対し て利用者 4 人	30 分 以下	42 円
			30 分を 超え 1 時 間 以下	79 円
			1 時間 を 超え 1 時間 30 分 以下	112 円
			1 時間 30 分 超え	112 円に、1 時間 30 分を 超えた後の 30 分までご とに 28 円を加えた額

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 身体介護を伴う場合 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「指定障害福祉サービス等算定基準」という。) 別表第 1 の 1 の注 1 の(1)及び(2)の規定のいずれにも該当する場合をいう。
 - (2) 身体介護を伴わない場合 身体介護を伴う場合以外の場合をいう。
 - (3) 個別支援型 障がい者等に対し、個別に支援を行う形態をいう。
 - (4) グループ支援型 複数の障がい者等に対し、同時に支援を行う形態をいう。
 - (5) 従業者 移動支援事業によるサービスの提供に従事する者をいう。
- 2 個別支援型を早朝（午前 6 時から午前 8 時までの間をいう。）、夜間（午後 6 時から午後 10 時までの間をいう。）又は深夜（午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。以下同じ。）に利用する場合の利用者負担金の額は、この表に定める利用者負担金の額に 100 分の 125（深夜に利用する場合にあっては、100 分の 150）を乗じて得た額とする。
- 3 同日中に複数回利用した場合における利用者負担金の額の適用は、それぞれ利用した利用時間ごとに行うものとする。

別表第 3（第 14 条関係）

日中一時支援事業利用者負担金

対象	区分	2 時間 以下	2 時間を超え 4 時間以下	4 時間を超え 8 時間以下	8 時間 超え
18 歳 以上	区分 1 及び区分 2	62 円	124 円	249 円	373 円
	区分 3	71 円	142 円	286 円	428 円
	個別支援型	305 円	611 円	1,222 円	1,833 円
	区分 4	79 円	158 円	317 円	476 円
	個別支援型	305 円	611 円	1,222 円	1,833 円
	区分 5	96 円	192 円	385 円	577 円
	個別支援型	305 円	611 円	1,222 円	1,833 円
	医療型（療養介護）	305 円	611 円	1,222 円	1,833 円
	区分 6	113 円	226 円	453 円	679 円
	個別支援型	305 円	611 円	1,222 円	1,833 円
	医療型（療養介護）	305 円	611 円	1,222 円	1,833 円
18 歳 未満	区分 1	62 円	124 円	249 円	373 円
	区分 2	75 円	150 円	301 円	452 円
	区分 3	96 円	192 円	385 円	577 円
	個別支援型	305 円	611 円	1,222 円	1,833 円
	医療型（重心）	305 円	611 円	1,222 円	1,833 円

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 18 歳以上の項中の区分 1、区分 2、区分 3、区分 4、区分 5 及び区分 6 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 5 号）第 1 条第 2 号から第 7 号までにそれぞれ規定する区分をいう。
- (2) 18 歳未満の項中の区分 1、区分 2 及び区分 3 障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成 18 年厚生労働省告示第 572 号）本則第 1 号から第 3 号までにそれぞれ規定する区分をいう。
- (3) 個別支援型 指定障害福祉サービス等算定基準別表第 4 の 1 の注 1 の(1)及び(2)の規定のいずれにも該当するものをいう。
- (4) 医療型（療養介護） 指定障害福祉サービス等算定基準別表第 5 の 1 の注 1 の(1)又は(2)の規定のいずれかに該当するものをいう。

- (5) 医療型（重心） 児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児又は厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）第5号の5の規定に該当するものとする。

別表第 4（第 14 条関係）

利用者負担金上限月額

区分		上限月額
生活保護世帯に属する者		0 円
市町村民税非課税世帯に属する者		0 円
市町村民税課税世帯に属する者	18 歳未満である者のうち、当該世帯の所得割額が 28 万円未満のもの	4,600 円
	18 歳以上である者のうち、当該世帯の所得割額が 16 万円未満のもの	9,300 円
	上記以外の者	37,200 円

備考 この表において「市町村民税非課税世帯」とは、移動支援事業等によるサービスを利用する年度（4 月 1 日から 6 月 30 日までの間に利用する場合は、前年度）の市町村民税。以下単に「市町村民税」という。）が課税されていない世帯をいい、「市町村民税課税世帯」とは、市町村民税が課税されている世帯をいう。